

2023年10月13日年金NEWSに追補した箇所は、

**追補** にて示しております。

## 解説資料

2023年10月  
日本生命保険相互会社  
団体年金コンサルティングG



# 必要事項の公告の方法に関する改正に伴う規約変更について

## 対象

- 以下①②のいずれかに該当する基金を除く基金
  - ①基金の加入者の数が1000人未満である基金
  - ②基金が自ら管理するウェブサイトを持っていない基金

## 概要

- 2023年10月6日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布されました。（施行日：2023年10月16日）  
これにより、企業年金基金が行う公告について、インターネットによる公告が義務付けられるとともに、インターネットによる公告の具体的な方法が定められました。
- インターネットによる公告の具体的な方法としては、「基金のウェブサイト（※1）への掲載」とされていますが、「基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合」については、インターネットによる公告を行うことを要しないとされています。

## 追補

※1) 公衆が閲覧できるウェブサイトへの掲載が必要となります。社内イントラネットのような限られた者しか閲覧ができないウェブサイトは、広く公衆が閲覧可能なものにあたらなないと考えられます。

- 以上を踏まえ、対象となる基金においては、規約の変更が必要になります。規約の変更時期については、厚生労働省より、施行日以後、遅滞なく規約の変更を行う必要があるが、施行同時の規約変更まで求めるものではない、との回答を得ております。

## 【企業年金基金における必要事項の公告の方法】※2

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>－官報への掲載</li><li>－基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>－官報への掲載</li><li>－基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示</li><li>－<b>基金のウェブサイトへの掲載</b></li></ul></li></ul>

### ※2 公告が必要とされる事項

- ・DB法施行令第8条、第9条・・・基金の設立に関する事項  
基金の名称や事務所の所在地の変更
- ・DB法施行令第53条の2・・・基金の合併や分割に関する事項
- ・DB法施行令第58条、第59条、第63条第2項  
・・・基金の解散や清算人、清算決了に関する事項

## 追補

なお、厚生労働省から示された規約例のとおりとする場合、規約例において「公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する」とされている以下項目についても、インターネットによる公告が前提となります。（当該年金NEWSの別紙2（規約の雛形）は、厚生労働省規約例のとおり作成しております）

- ・厚生労働省規約例第11条（互選代議員の選挙の方法）、第12条（当選人）
- ・厚生労働省規約例第14条（選定代議員の選定）
- ・厚生労働省規約例第17条（代議員会の招集手続）

この点については、厚生労働省より、今回の法令改正の趣旨を踏まえ、代議員会の公告についてもインターネット上で行うことが望ましい、との回答を得ております。

よって、規約例に定める、代議員の選挙や、代議員会の招集手続に関する事項についても、基金のウェブサイト上への掲載を実施するのが望ましいと考えられます。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

## 議決する内容

- 基金における公告の方法に「基金のウェブサイトへの掲示」を定める旨の規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

## 行政手続き

- 届出不要。（法令の改正に伴うものにつき、行政手続きは不要）